

報告第4号 専決処分の報告について（和解案の受諾）

専決第1号

- 第1 事件名 徳島地方裁判所令和2年（ワ）第125号
滞納家賃請求事件
徳島地方裁判所令和2年（ワ）第272号
保証債務履行請求事件

- 第2 当事者 原告 小松島市
第125号事件 被告 A
第272号事件 被告 B

第3 和解案

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、本件公営住宅の未払賃料債務として、6万9600円の支払義務があることを認める。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、前項の金員を、令和3年1月29日限り、阿波銀行福島支店の「法人預かり口 弁護士後藤田芳志」名義の普通預金口座（口座番号●●●●●●●●）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告らの負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

事件の概要（参考）

(1) 支払督促

令和2年4月7日、小松島市がAに対して支払督促を申し立てた（徳島簡易裁判所令和2年（ロ）第122号支払督促申立事件）。これに対し、令和2年4月22日、Aが督促異議を申し立てた。

令和2年4月17日、小松島市がBに対して支払督促を申し立てた（阿南簡易裁判所令和2年（ロ）第21号）。これに対し、令和2年5月29日、Bが督促異議を申し立てた。

(2) 訴訟の提起

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分（専決第8号。令和2年6月議会報告第9号）のうえ、令和2年5月26日、滞納家賃の支払を求めて訴えを提起した（令和2年（ワ）第125号滞納家賃請求事件）。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分（専決第9号。令和2年9月議会報告第27号）のうえ、令和2年6月12日、保証債務の履行を求めて訴えを提起した（令和2年（ワ）第15号保証債務履行請求事件）。その後、令和2年（ワ）第125号滞納家賃請求事件と同様の内容である為、徳島地方裁判所に移送され、事件番号が令和2年（ワ）第272号保証債務履行請求事件になる。

(3) 和解案の受諾

口頭弁論準備手続を継続し、令和3年1月12日、専決処分（専決第1号）のうえ和解案を受諾し、令和3年1月13日、和解が成立した。